

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

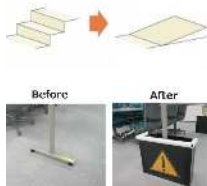
- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（33%）
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（ ）
 >走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒（15%）
 >事業場内の通路の段差の解消（ ）、 「見える化」
 >送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒（12%）
 >設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒（8%）
 >介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒（7%）
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒（5%）
 >労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（24%）
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（ ）
- 浴室等の水場で滑って転倒（23%）
 >防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（ ）
 >滑りにくい履き物を使用させる
 >脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒（21%）
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（11%）
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 >送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



エイジフレンドリー補助金

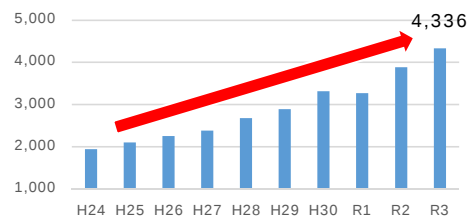


中小規模事業場
安全衛生サポート事業

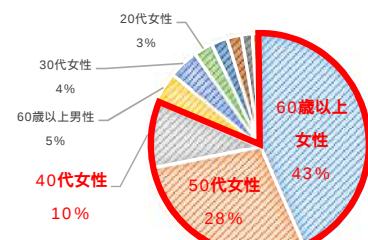
（ ）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

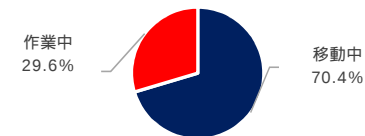
・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（労働者死傷病報告による休業見込日数）

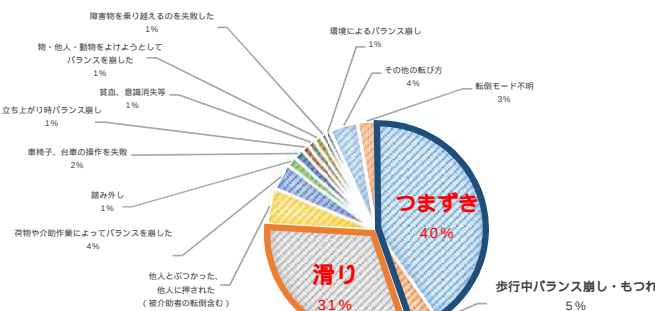
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

冬季無災害運動推進

運動期間

令和5年12月1日～令和6年2月29日

こんな所が危険です！

屋外通路

出入口
(段差・スロープ等)

駐車場
(車周辺＋歩行中)

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、
照明設備の確認や
凍結防止剤・マット等
の準備をしましょう。

凍結も圧雪もシャーベットも
転倒リスクが潜んでいます

転倒災害防止のポイント

- ① 屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ② 事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③ 夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④ 耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤ 屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。



新潟・富山・石川・福井・長野労働局・各労働基準監督署